

農林水産省知的財産戦略 2025 (案) の概要

Ⅱ 主な農林水産分野における知的財産制度の方向性	
1 グローバル時代における知的財産の保護・活用	
(1) 植物新品種保護制度	種苗法改正法により、植物新品種の海外流出を防止。 我が国の品種登録審査結果の海外審査での活用、UPOVの共通出願システムとの連携により海外での品種登録を早期化。 新品種の知財価値の適正な評価の定着に向けた取組みの促進。 育成者権の保護を行いやすくするための制度インフラの充実。
(2) 和牛遺伝資源	和牛2法により、和牛遺伝資源の流通管理を強化し、知的財産としての価値の保護を図る。 和牛遺伝資源の適正な流通管理を図るため、家畜人工授精所からの情報を集約するための全国システムの構築・運用を推進。
(3) 地理的表示	加工食品に力点を置き令和11年度までに200件を登録。 諸外国との国際約束を通じたGI相互保護を推進。 JETROと連携し海外市場での調査、侵害対策支援等を強化。
(4) 商標制度等	主な輸出先国において、我が国のブランド農林水産物・食品の商標出願や権利保護を推進。 海外で食品産業の特許出願が適切に行われるよう関係機関と連携
(5) 国際標準	JAS等の我が国発の規格について、ISO規格等の枠組みを活用して国際標準化の展開を図る。 我が国の優位性が発揮できる技術を早期に見定め、研究開発の企画・立案段階から社会実装のツールとして国際標準を活用。
2 スマート農林水産業時代におけるデータの利活用促進	
(1) データ利活用促進とノウハウその他の知財の保護	農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインを普及 水産分野におけるデータ契約ガイドラインを策定・公表。 海外におけるスマート農業の展開に向け、ノウハウの流出防止や知的財産等に配慮しつつ、JICAやJETRO等と連携。
(2) データの利活用促進に向けた環境整備	生産・加工・流通・消費までのデータ連携を図るスマートフードチェーンを構築。農機メーカーやシステムを越えたデータ連携を実現するオープンAPIの整備を促進。 畜産、林業、水産分野におけるデータの利活用を促進。
3 知的財産の創出	
(1) 農林水産知財創出を促す環境整備	農研機構、地方自治体等の新品種の開発力の向上の取組を推進。 国、農研機構、民間企業を挙げスマート農業技術開発を推進。

(2) 公的試験研究機関における知財マネジメント	<p>研究開発の企画・立案段階からの知財戦略により研究成果の社会実装を効果的・効率的に推進。</p> <p>公設試験研究機関等における知財マネジメントの強化に向けて助言・指導を実施。</p>
4 伝統的な知的財産	<p>地域固有の農林水産物や農山漁村の景観・文化等の地域の知財を生かした取組みを推進。</p>
Ⅲ グローバル時代に向けてこれからの農林水産政策に対して必要な取組	
(1) オープン・クローズ政策の必要性	<p>農林水産物の輸出拡大や海外への事業展開の拡大において利益を最大化するため、オープンにする知財と保護するものを仕分けて有効活用する戦略の導入、そのためのビジネス人材の育成が必要。</p>
(2) 知財を活用して儲ける事業者の後押し	<p>知的財産権を活用して儲ける事業者を後押しする。①知財権を海外における事業活動のコントロール手法として使用する方策や、②ライセンス収入により収入を確保する方策を、国内の農林水産事業者に悪影響を与えないよう留意して検討する。</p>
(3) 価値の源である営業秘密の保護	<p>不正競争防止法の営業秘密の活用を含め、農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産の保護方策を検討。</p> <p>ノウハウ流出防止措置を講じた上で、農林水産業・食品産業の海外展開を進めるための支援策を検討。</p>
(4) 輸出のための国内標準化の推進	<p>海外の規制やニーズに対応したマーケットイン輸出を実現するため、JAS制度やJIS制度を活用し、輸出に向けた生産・流通・販売の規格を標準化する。</p>
(5) 輸出など海外市場をにらんだ知財創出	<p>農林水産政策における技術開発の柱として、海外の市場を開拓するための保存・輸送技術や品種の開発に取り組む。</p>
(6) 新しい農林水産業に対応した価値創出	<p>フードテック分野の研究開発や社会実装を進めるとともに、将来の国際標準化も視野に、戦略的な標準化を推進。</p>
(7) 地球的課題に対応した知財の創出・標準化	<p>地球にやさしい農薬・肥料などの資材や技術の開発、飢餓問題の解決に向けた品種・生産技術の開発等に取り組む。</p> <p>有機JAS等による標準化、環境に優しい生産方法等を促進するためのJASやJIS規格の導入を推進。</p>
Ⅳ. 人材の育成	<p>農林水産事業者等に向けた知財マネジメント研修を引き続き実施。</p> <p>知財総合支援窓口の相談員や関連士業との連携を深化。</p> <p>農業高校や大学生等への知的財産教育を充実</p> <p>農林水産省における専門的・国際的な知財・標準化人材の育成。</p>
Ⅴ. 消費者の理解の促進	<p>消費者に対し農林水産知財保護の重要性について意識啓発を行う。</p>